

北名古屋市監査公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定例監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

令和2年3月16日

北名古屋市代表監査委員 大野 眞 一

定例監査の結果について

1 監査の対象及び実施期間

学校教育課及び生涯学習課

対象期間 平成31年4月1日から令和元年12月26日までの所管事務

実施期間 令和元年12月2日から令和元年12月26日まで

2 監査の概要

所管事務の執行について、監査資料及び関係書類等の提出を求め審査し、関係職員から説明を聴き、事務事業の執行が適正かつ合理的・効率的に行われているかを主眼として、監査を実施した。

3 監査の結果

監査を実施した結果、各所管の事務事業の執行処理状況については、概ね適正に行われていると認められた。なお、一部において是正を要する事項が見受けられたが、その都度、関係者に指摘して是正指導を行った。

学校教育課及び生涯学習課所管の事務事業の内容及び監査の結果の主なものについては、次のとおりである。

＜学校教育課＞

主な所管事務は、教育委員会の委員及び会議、規則、規程等の制定及び改廃、教育に関する事務の管理並びに執行状況の点検及び評価、公印の管守、儀式及び表彰、文書の収受、発送、整理及び保存、教育費の予算及び決算の総括、県費負担教職員の任免その他の進退の内申、県費負担教職員のサービスの監督、勤務成績の評定及び研修、事務局職員、県費負担教職員以外の教職員及びその他教育機関の職員の任免その他の人

事、教職員、児童及び生徒の保健、安全、厚生及び福利、教育の研究及び振興、教育に係る調査及び統計、学校施設の管理、学校施設の環境衛生、児童及び生徒の就学、入学、転学及び退学、学校の組織編成、教育課程、学習指導、生徒指導及び進路指導、教科用図書その他の教材の取扱い、通学区域及び通学路、要保護者及び準要保護者の児童及び生徒に係る援助、学校給食、家庭支援課の事務分掌のうち、小中学校との連携、学校その他教育機関の設置、廃止及び変更、教育委員会の後援依頼、教育部の他の課の所管に属さない事務、総合教育会議、教育部の庶務に関する事務である。

(1) 収入事務について

行政財産使用許可について、管理を適正に行い、許可手続き及び使用料の徴収に遺漏がないようにすること。

(2) 支出事務について

助成制度や援助制度について、申請書を受付・受理する際は、日付や内容等を十分に確認し精査すること。

(3) 契約事務について

給食配送回収業務の運転日報について、日付や走行時間が記載されていないものや、修正テープで訂正しているものがあった。

＜生涯学習課＞

主な所管事務は、社会教育委員、青少年及び成人教育の振興、家庭教育の推進、児童生徒の放課後又は学校休業日の学習その他の活動、社会教育関係団体、社会教育資料の刊行及び配布、芸術及び文化の振興、ユネスコ活動、公民館、図書館、歴史民俗資料館、文化勤労会館、視聴覚教育、保養施設、文化財保護審議会、文化財の調査、保存及び保護、文化関係団体の育成、市史等編さんに関する事務である。

意 見

(1) 土曜英語教室について、応募人数が定員を下回っているため、募集方法、内容及び必要性を検証するなどし、委託料に見合った効果が発揮できるよう検討していただきたい。

(2) 委託事業の内容に変更が生じる場合には、報告及び十分な協議・精査をするといった受注者に対する指導監督を行うとともに、中間検査を行うなどし業務の適切な管理と予算の適正な執行に努められたい。

(3) 社会教育関係団体活動費補助金については、今の社会教育情勢に適合しているか検討し、透明性のある補助基準としていただきたい。